

宍粟市地域防災計画（案）に関する パブリックコメント実施要領

1. 案 件 名 宍粟市地域防災計画（案）に関するパブリックコメントについて
2. 募集期間 平成 27 年 8 月 3 日（月）から平成 27 年 9 月 2 日（水）まで
3. 担 当 課 まちづくり推進部消防防災課

4. 募集の要旨

このたび、宍粟市地域防災計画（案）を作成しましたのでパブリックコメント（意見募集）を実施いたします。

市では、平成 24 年 8 月に一部改訂した宍粟市地域防災計画をその後の関係法規等の改正内容に基づき改訂し、平成 27 年 10 月 1 日の運用を予定しています。そこで、この計画に対する皆様の意見を募集します。

なお、皆様からの意見の概要は後日公表いたします。

5. 公表する資料

宍粟市地域防災計画（案）【別添】

6. 閲覧場所及び閲覧時間

- ① 担当課の窓口 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土日祝日を除く）
- ② 各市民局まちづくり推進課 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土日祝日を除く）
- ③ 三方町出張所 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土日祝日を除く）
- ④ 市立図書館 火・水・木・土・日曜日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
金曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分
（休館日を除く）
- ⑤ 市ホームページ 募集期間最終日まで（終日）

7. 市民への周知方法

- ① しーたん通信
- ② しそうチャンネル
- ③ 市ホームページ
- ④ 上記閲覧場所の窓口

8. 意見を提出できる人

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体

- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

9. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

10. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持 参	上記閲覧場所（市ホームページを除く）にご提出ください。
郵 送	まちづくり推進部消防防災課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 まちづくり推進部消防防災課 宛
ファックス	0790-63-3064
電子メール	kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp

11. 注意事項

意見を提出する際は、必ず、住所及び氏名をご記入ください。

提出していただいたご意見に対して、個別に回答いたしません。

ご意見に対する市の考え方を公表する場合は、市のホームページ等に掲載する方法で行います。

なお、ご意見を提出していただいた方の氏名などの個人が特定できる情報は公開いたしません。